

質問書回答

物件1 高津区久本1丁目527番21

No.	項目	質問内容	回答
1	売払い予定地について	①境界の確定状況はどうか。 ②土地の購入後、境界確定書の原本の交付を受けることは可能か。	①一部境界確定を行っている箇所がありますが、その他の箇所については市に資料が残っていないため、不明です。 ②境界確定書については、開示請求をしていただく必要があり、一部個人名を隠した状態で、写しをお渡ししています。
2	売払い予定地について	①地目が山林となっているが、購入後、ビル等の建物を建てることは可能か。 ②写真では擁壁から道路に面しているように見受けられるが、擁壁を取り壊して、直接道路に面するようにすることは可能か。 ③道路までの階段は物件1に含まれているか。含まれていない場合、階段部分は市有地か。市有地の場合は譲渡や共有等は可能か。 ④物件1のみ入札することは可能か。	①開発行為・宅地造成工事に際しては、まちづくり局宅地審査課へご相談ください。 ②物件1に擁壁は含まれておらず、無接道となっております。 ③道路までの階段は物件1に含まれておりません。また、階段は民有地となっています。 ④物件1のみ入札していただくことは可能です。

質問書回答

物件2 高津区久本1丁目527番17、29、30、31

No.	項目	質問内容	回答
1	売払い予定地について	①境界の確定状況はどうか。 ②土地の購入後、境界確定書の原本の交付を受けることは可能か。	①527番17の一部、527番29～31は境界確定を行っていますが、その他の箇所については市に資料が残っていないため、不明です。 ②境界確定書については、開示請求をしていただく必要があり、一部個人名を隠した状態で、写しをお渡ししています。
2	売払い予定地	宅地造成工事規制区域に指定されている箇所について、工事をすることは可能なのか。	宅地造成工事規制区域については、川崎市まちづくり局宅地企画指導課へお問合せください。
3	売払い予定地について	①地目が山林となっているが、購入後、ビル等の建物を建てることは可能か。 ②写真では擁壁から道路に面しているように見受けられるが、擁壁を取り壊して、直接道路に面するようにすることは可能か。 ③擁壁の取り壊しができない場合、北側の階段が接道になるのか。階段の幅は2メートル以上あるか。また、ビル等の建築は可能な幅か。 ④物件2に隣接している周辺の土地は市が保有しているのか。	①開発行為・宅地造成工事に際しては、まちづくり局宅地審査課へご相談ください。 ②擁壁の撤去につきましては、高津区道路公園センターへお問い合わせください。 ③北側の階段は物件2に含まれておりません。 ④物件2の隣接地の内、527番13、15、19は市有地ですが、その他は民有地となっております。